

奈良県告示第二百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
隅田薬局	香芝市下田東一丁目一二六一二	平成二十四年九月三十日
ゆめはんな歯科クリニック	生駒市鹿畑町三〇二七 イオンモール奈良登美ヶ丘一階内	平成二十四年九月十九日
やすらぎデンタルクリニック	大和郡山市小泉町一一九一一	平成二十四年九月二十九日